

公共事業再評価調査

整理番号 H23-17

担当部課名	県土整備部 道路課	電話番号	017-734-9651
		E-MAIL	doro@pref.aomori.lg.jp

再評価実施要件	<input type="radio"/> 未着工 <input checked="" type="radio"/> 長期継続 (10年) <input type="radio"/> 再評価後 (年) <input type="radio"/> その他 ()
---------	--

1 事業概要

事業種別	道路事業	事業主体	<input checked="" type="radio"/> 県 <input type="radio"/> 市町村 <input type="radio"/> その他 ()					
事業名	道路改築事業 (地方特定道路建設整備事業)	地区名等	青森五所川原線 飯詰	市町村名	五所川原市			
事業方法	<input type="radio"/> 国庫補助 <input type="radio"/> 交付金 <input checked="" type="radio"/> 県単独 財源・負担区分	<input type="radio"/> 国 % <input checked="" type="radio"/> 県 100% <input type="radio"/> 市町村 % <input type="radio"/> その他 %						
採択年度	平成14年度 (用地着手) 平成 年度 / 工事着手 平成16年度)							
終了予定年度	平成26年度 (平成 年 月 工期変更 (当初計画時 平成 年度))							
事業目的	<p>主要地方道青森五所川原線は、青森市の国道280号を起点とし、五所川原市の国道339号を終点とする延長約28.2kmの幹線道路である。</p> <p>このうち飯詰地区は周辺に小学校があり通学路となっているが、平成24年度に付近の3校が同小学校に統合することにより、沿線だけでなく周辺集落からの交通量も当該地区へ集中することとなる。</p> <p>しかしながら同地区は歩道が狭小のうえ、車道幅員も狭小(Wmin=4.0m)のため、歩行者及び車輛のすれ違いが困難であることから、安全で円滑な交通の確保を目的として、バイパス事業を実施している。(3種3級、設計速度60km/h)</p>							
主な内容	区 分		当初計画時	再評価時	増 減			
	計画延長		1,760 m	1,760 m	0 m			
	計画幅員		6.0(12.5) m	6.0(12.5) m	0 m			
	改良工		1,760 m	1,760 m	0 m			
	舗装工		22,000 m ²	22,000 m ²	0 m ²			
	橋梁工		2 基	2 基	0 基			
事業費	○当初計画時総事業費 850 百万円 (単位:百万円)							
		~20年度	21年度	22年度	23年度	小 計	24年度~	合 計
	計 画					① 653	197	850
	(うち用地費)	()	()	()	()	② (73)	(22)	(95)
実 績	112	5	10	10	③ 137	713	⑤ 850	
(うち用地費)	(0)	(0)	(0)	(0)	④ (0)	(95)	⑥ (95)	

2 評価指標及び項目別評価

(1) 事業の進捗状況

(A)・B・C

事業の進捗状況	事業費割合		計画全体に対する進捗	年次計画に対する進捗
	(うち用地費)		16.1% [③/⑤]	21% [③/①]
			(0%) [④/⑥]	(0%) [④/②]
	主要工種	改良工 (610 百万円)	22.5%	29.2%
毎割合	舗装工 (90 百万円)	0.0%	0.0%	
(事業費)	橋梁工 (150 百万円)	0.0%	0.0%	
説 明	平成14年度に県単独事業として事業着手し、道路事業費の削減による完了工区への優先配分をしたことからやむを得ず平成17年度より事業を保留していたが、今後の事業展開が可能となったことから平成19年度に事業保留解除した。			
問題点・解決見込み	長期に渡って休止期間となっていたため、地域住民に対し計画内容等について説明を行い、事業に対する理解を得た後に用地取得を進める予定である。			
事業効果発現状況	(部分供用なし)			

(2) 社会経済情勢の変化

(A)・B・C

社会的評価	全国・本県における評価	【全国の評価】 平成21年3月に閣議決定された「社会資本整備重点計画」では、地域社会の活力を維持し、豊かな暮らしを実現するため、また、安全で信頼性の高い社会の実現を図るために、選択と集中の方針の下、重点的・効率的に道路整備を図ることが必要とされている。	【県内の評価】 公共交通機関が未整備である本県にとって、自動車を主とする交通に頼らざるを得ない状況であるが、県内の道路は未整備区間が多く、さらに豪雪地帯であるため、冬期の安全確保や社会基盤整備としての道路整備に対する要望は多い。	
	当地区における評価	車道幅員及び歩道が狭小であることから、歩行者を含めた道路利用者の安全確保のため、地元から早期の道路整備が求められている。		
必要性	当該工区は車道幅員及び歩道が狭小であるため、歩行者及び車輛同士のすれ違いに支障をきたしており、早期の改善が求められている。			(a) b
適時性	当該地区の小学校に付近の3校が統合することにより、沿線だけでなく周辺集落からの交通量が集中するため、集落内の交通環境の改善を図る必要がある。			(a) b
地元の推進体制等	今年度、改めて事業説明会・用地測量を実施し用地取得を進めることとしているが、平成24年度から4小学校が統合することもあり、地元からは当該地区の早期整備が望まれている。			(a) b
効率性	現道の通過交通がバイパスに転換されることにより、当該地区の歩行者の安全が確保されるとともに、沿道環境の改善にも寄与する。			

(3) 費用対効果分析の要因変化

(A)・B・C

区分	主な項目	当初計画時	再評価時	増減
費用項目 (C)	(1) 事業費	百万円	755 百万円	755 百万円
	(2) 維持修繕費	百万円	124 百万円	124 百万円
	(3)	百万円	百万円	0 百万円
	(4)	百万円	百万円	0 百万円
	(5)	百万円	百万円	0 百万円
	総費用	- 百万円	879 百万円	879 百万円
便益項目 (B)	(1) 走行時間短縮便益	百万円	463 百万円	463 百万円
	(2) 走行費用減少便益	百万円	22 百万円	22 百万円
	(3) 交通事故減少便益	百万円	-24 百万円	△ 24 百万円
	(4) 冬期便益	百万円	128 百万円	128 百万円
	(5) 防災便益	百万円	398 百万円	398 百万円
	総便益(B)	- 百万円	987 百万円	987 百万円
	地域修正係数(Φ)	- 百万円	1,507 百万円	1,511 百万円
修正総便益(B')	- 百万円	1,487 百万円	3,000 百万円	
費用便益比	費用便益比(B / C)		1.12	
	修正費用便益比(B' / C')	-	1.69	
費用対効果分析 (B/C)	【費用対効果分析手法】 (分析手法、根拠マニュアル等) 費用便益分析マニュアル(平成20年11月 国土交通省 道路局 都市・地域整備局) 道路整備事業における県独自の費用便益分析実施要綱(平成22年3月 青森県 県土整備部 道路課)			(a) b
計画時との比較	【計画時との比較における要因変化】 事業着手時点において県単独事業として着手したことから費用対効果分析は実施していない。			a / b

(4) コスト縮減・代替案の検討状況

(A)・B・C

コスト縮減	【コスト縮減の検討状況】 路盤材、舗装合材に再生材を使用し、経費の縮減を図ることとしている。 排水施設等の小規模構造物については極力、工場製品を使用し、工期の短縮及び経費の縮減を図っている。	a. b
代替案	【代替案の検討状況】 比較ルートとしては、現道拡幅が考えられるが現道部は人家連坦していることから多くの家屋移転が生じるなど住民への影響が大きく、経済的に最も安価であるバイパス案である実施中のルートが最適である。	a. b

(5) 評価に当たり特に考慮すべき点

(A)・B・C

住民ニーズの把握状況	【住民ニーズの把握方法】 五所川原市より早期の道路整備が要望されている	【住民ニーズ・意見】 バス路線でありながら、車道幅員が狭小で車輛同士のすれ違いに支障をきたしていること、また、歩道も狭小であることから、歩行者を含めた道路利用者の安全確保のため、早期整備を求めている。	a. b
環境影響への配慮	【開発事業等における環境配慮指針への対応】 (1)対応状況 ● 配慮している ○ 配慮していない (2)区分 ● 農林地等の緑地や植生の改変 ● 地形や地盤の改変 ● 水系や水辺の変更 ○ 海域環境の変更 ● 敷地整備段階での重機の使用 ● 土砂等の搬出・搬入 ○ 廃棄物処理等 ○ 道路(車歩道)、雨水排水路の設置 ○ 基礎や地下建造物の建設 ○ 低層建築物の建設 ○ 高層建築物・大規模施設等の建設に係る環境配慮 ○ 高架構造物の建設 ○ 海底・海中建造物の設置や建設 (3)特に配慮する対応内容 (農林地等の緑地や植生の改変) 隣接する水田に配慮し、在来種が配合された張芝等による緑化を行い代替措置を講じる。	a. b	
地域の立地特性	過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法） 振興山村（山村振興法） 半島振興対策実施地域（半島振興法） 特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法）		

3 対応方針(事業実施主体案)

総合評価	● 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止（林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る）
評価理由	全ての項目が「A」評価である他、沿道の環境改善を図る必要があることから対応方針を「継続」とした。
備考	

4 公共事業再評価等審議委員会意見

委員会意見	○ 対応方針(案)どおり ○ 対応方針(案)を修正すべき
委員会評価	○ 継続 ○ 計画変更 ○ 中止 ○ 休止（林政課及び漁港漁場整備課所管事業に限る）
附帯意見	(附帯意見がある場合に記載)
評価理由	(委員会意見が「対応方針(案)を修正すべき」の場合に記載)